

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 自然保護課 | 整理番号 | 1-1 |
|-----------------------------|---|-------|------|-----|
| 許認可等の種類 | 国立公園事業執行認可事項の変更の認可 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 自然公園法第10条第6項、第16条第4項 | | | |
| 許認可等の概要 | 国立公園事業の執行の認可を受けた者は、法第10条第4項各号に掲げる行為を変更しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | 未設定 (法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 国立公園事業取扱要領 第9 (平成22年4月1日付け環境省自然環境局通知) 内容は別紙のとおり | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | 40日 | | | |
| 期間の制定根拠 | 自然公園許認可事務取扱要領(昭和56年3月20日付け 55自保第297号)部長通知 | | | |